平成２２年（フ）第１３１８号
京都府八幡市男山笹谷８番地　Ｄ１―107
債務者　坂口　周作
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目17番22号橋本文化203
債務者　齋川　奈々
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目26番地の２
債務者　野原　夏子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７９号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目63番地
債務者　三ツ石千津子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５６号
奈良県天理市新泉町29番地１
債務者　加藤　健志
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
奈良県天理市東井戸堂町427番地１　ラフィーネＴＥＮＲＩ　Ｂ号棟２階202号室
債務者　大倉　　鈴（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
奈良県大和郡山市小泉町1614番地２　グリーンヒル101号
債務者　野村　善也
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
奈良県大和郡山市小泉町1614番地２　グリーンヒル101号
債務者　野村　和美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４０１号
奈良市大宮町２丁目３番11―905号
債務者　岩田　晶雪
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目５番35号Ｂ―１号室
債務者　富田　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
奈良県桜井市大字粟殿1036番地の１
債務者　瀧倉　　学
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山600番地
債務者　廣田　一雄
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３号
鳥取県鳥取市青谷町山根685番地、旧住所鳥取県鳥取市気高町北浜３丁目105番地３
債務者　田中　達巳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７号
鳥取県八頭郡八頭町市場388番地１
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
鳥取県鳥取市下味野153番地　藤原方、旧住所鳥取県鳥取市岩倉194番地の４
債務者　岩成美惠子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
鳥取県鳥取市福部町左近366番地、旧住所奈良県大和郡山市東岡町45番13　201号
債務者　田中　弘子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３２号
広島市安芸区瀬野１丁目25番15―301号
債務者　松岡　光春
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４号
山口県下関市幡生本町35番17号
債務者　豊田美代子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係